

平成 28 年度農業関連税制改正等に関する要望

わが国の農業・農村は、安全・安心な食料の安定供給及び国土・環境の保全など多面的機能を発揮し、国民経済・社会の発展に大きく寄与しています。

また、政府は「攻めの農林水産業」として、食料自給率の向上、地域資源を活用した経済成長と多面的機能の発揮、魅力があふれる社会の実現などを目指しております。今後とも食料・農業及び農村地域の持続的発展を期するためには、その担い手である農家の経営を安定させることが重要であり、税制面での支援が不可欠です。

平成 28 年度の農業関連税制改正等に当り、下記事項を強く要望いたします。

記

1. 農業等に関連する税制改正の要望事項

28 年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続など

1. 特定農産加工品生産設備等の特別償却（取得価格の 30%）に関する特例措置を継続すること。（所得税・法人税）
2. 水質汚濁防止のための泥水処理施設など、公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置（大臣・知事配分資産：2/3 控除、市町村条例で定めた割合）を継続すること。（固定資産税）
3. バイオ燃料製造事業者がバイオ燃料製造施設を取得した場合の固定資産税について、課税標準の特例（3 年間 1/2 控除）を継続すること。（固定資産税）
4. 太陽光発電など、再生可能エネルギー発電施設に係る特例措置（3 年間 1/3 控除）を継続すること。（固定資産税）
5. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例償却（取得価格の 30%）又は税額の告別控除（取得価格の 7%）の特例措置を継続すること。（所得税・法人税）

平成 28 年度税制改正における制度の新設及び拡充・強化

1. 農業経営基盤強化準備金及び農地等を取得した場合の特例措置（所得税及び法人税）について、下記の制度改善を図ること。
 - (1). 収支計算（白色申告）申告者を対象とすること。
 - (2). 準備金の使途対象に高額な中古農機具などを認めること。
 - (3). 農地保有合理化促進事業で農地を取得（最長 10 年貸付後）する場合は、積立期間を 10 年に延長すること。

- 2 . 酪農・畜産や野菜・果樹などの認定農業者に対し、農業経営基盤強化準備金制度に準ずる準備金制度を創設すること。
- 3 . 認定農業者の青色申告特別控除額（現行 10 万円を 30 万円、同 65 万円を 130 万円）を上げること。
- 4 . 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額を大幅に引き上げ（現行 800 万円と 1,500 万円を一律 3,000 万円）ること。
- 5 . 担い手（認定農業者など）への農地利用集積に対し、不動産取得税、固定資産税の減免などの支援措置を講ずること。
- 6 . 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農業投資価格を大幅に引下げるなど、農業者が活用できる制度に改善すること。
- 7 . 揮発油税及び地方揮発油税（現行 53.8 円/ℓ）の暫定税率を元に戻すとともに、農業用で使用するガソリンについて免税措置を講ずること。
- 8 . 使用地域や期間が限られ走行距離数も短い農業用に使用する自家用貨物自動車について、自動車重量税の軽減措置を講ずること。

・消費税率再引上げ及び軽減税率の導入反対など

- 1 . 消費税率 8 % 引上げに伴う農産物等における適正な転嫁対策を強化するとともに、価格表示は品代と消費税額が明確に区分される方法を恒久化すること。
- 2 . 消費税率 10 % への再引上げ及び生活必需品等に対する軽減税率の導入については断じて行わないこと。
- 3 . 「事業者免税点制度」及び「簡易課税制度」については、現行制度のまま継続すること。

以 上

2015(平成 27)年 8 月 日

北海道農民連盟
委員長 石川 純雄